

障害等のある学生の相談対応にみる支援の現状と課題 —山口大学の事例から—

岡 田 菜穂子
小 川 勤
田 中 亜矢巳
濱 本 けい
金 子 博

要旨

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、日本の高等教育機関では、障害のある学生への支援の充実が一層求められている。合理的配慮の提供のためには、支援業務の中でも相談対応は欠かせない。本稿では、山口大学学生特別支援室の取組を例に、障害等のある学生の相談対応状況と支援に関する課題を整理したい。相談から支援へ展開していくためには、組織だった支援につなげていく仕組みが必要であり、また多様な相談への対応のためには学内の連携体制の充実が重要となる。

キーワード

高等教育、合理的配慮、障害学生修学支援、相談対応、学内連携

1. はじめに

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」が施行され、国立大学においては障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供が義務付けられた。

大学での障害等のある学生（以下、障害学生）への支援は、相談対応から授業中支援まで多岐にわたる。中でも相談対応業務は、支援ニーズの把握や支援状況の確認、フォローアップ等、日常の支援を効果的かつ丁寧に行うための重要な支援業務で、合理的配慮の提供のために欠かせない。一方で、相談体制の構築や、支援制度との連動等の課題も多い。

本稿ではこれらの背景を踏まえ、障害などのある学生の相談対応について、山口大

学の取り組みを紹介し、支援の現状と課題を整理したい。

2. 山口大学の障害学生相談体制

山口大学では、学生生活支援の充実を目指し、複数の相談窓口が設置されている。まず相談窓口のうち障害学生の支援に関わる窓口を概観し、障害学生の修学支援の学内拠点である学生特別支援室の相談支援体制を紹介する。

2.1 山口大学の障害学生支援に関わる相談窓口

山口大学には、障害学生支援に関わる窓口として学生特別支援室が設置されている。このほかにも、複数の窓口が障害学生の支援に関連している。障害学生支援に関わり

ある主な相談窓口と主要な相談内容は以下の通りである。

- 学生特別支援室：障害等による修学上の困難等に関すること
- 保管管理センター：健康に関すること，心の問題に関すること
- 学生相談所：学生生活や心の問題に関すること
- 学生生活なんでも相談窓口：学生生活に関わること
- 就職支援室：就職や進路に関する内容
学生は目的にあった相談窓口を利用することになる。窓口では適宜相談に対応しているが，一つの窓口が適当な他の窓口を紹介したり，相談内容に重なりがある場合は窓口間で連携するなど工夫して対応にあっている。

また上記に挙げた窓口のほか，学部事務やゼミ担当教員等が個別に相談を受け，必要に応じて上記の相談窓口を利用するケースも珍しくない。

2.2 学生特別支援室での相談対応

山口大学では平成 27 年 6 月，総合的な学内の障害学生への修学支援の拠点として学生特別支援室が設置された。

学生特別支援室の主な所掌業務は，障害学生支援内容の策定，学部・研究科との連携，支援者の養成，支援関連情報の収集・発信，関連機関との連携，相談対応，支援に係る調査研究・教材開発等である

学生特別支援室では，室長（兼任）のもと，コーディネーター，カウンセラー，事務職員の 3 名が常駐し，支援業務に従事している。相談業務に関しては，主に以下のような業務分担を行い，随時必要な情報を共有することで円滑な支援の実施を目指し

ている。

表 1 学生特別支援室スタッフの
相談業務分担

	相談受付	相談対応	支援との連携	他部署との連携
カウンセラー	○	◎	○	○
コーディネーター	○	○	◎	◎
事務職員	○	△	△	○

学生特別支援室では原則，障害等のある学生で修学上の困難を抱える学生であれば，障害者手帳や診断書の有無に関わらず相談を受け付けている。相談は予約制ではないが，後述するように相談件数は増加傾向にあり，他の相談や定期面談等との重なりを避けるため，希望者には予約することを勧めている。

3. 相談から支援への展開

相談対応業務では，障害の状況や具体的な修学上の困難，授業の形式や進行状況，学内支援の仕組みや実行可能な支援方法等，支援実施のために重要な情報が共有される。これらの情報をいかに支援に結び付けていくのか，具体的な取り組みについて紹介する。

3.1 定期面談

学生特別支援室では，障害学生からの相談を受ける際，必要に応じて定期面談の実施を勧めている。

定期面談は，当該学生を対象として 1 週～2 週間に一度，予約制で一回 30 分～1 時

間程度実施するものである。定期面談の内容は学生のニーズに応じて異なるが、一週間のスケジュールや試験情報、授業や研究の進捗状況、支援状況の確認等が主である。

定期面談は、相談で共有した情報や、支援のための打合せで共有された支援の方針等をこまめに確認でき、支援ニーズと支援内容の擦り合わせを行う手段として、有効である。また定期的な面談のなかで予定変更やスケジュールの確認などを行うことで、イレギュラーへの対応が比較的容易となっている。このことは、発達障害等によりスケジュール管理が困難な学生や、聴覚や視覚に障害があって情報保障が必要な場合の支援としても効果的である。

定期面談は相談対応の延長として、学生にとっては不安を感じる点やスケジュールを定期的に確認できる機会であり、支援者にとっては学生の日常の様子を把握しつつ信頼関係を構築しながら丁寧な支援につなげる手段のひとつとなっている。

3.2 支援の申請制度

山口大学では、平成 28 年度から障害学生修学支援の申請制度が始動した。修学支援の申請は、障害学生が大学に対して支援の申し出を行うことのできる制度で、学内で組織だった修学支援を実施するために整備されたものである。

支援申請のためには、①本人が支援を希望していることと、②修学上の困難の理由となる障害に関する障害者手帳または診断書が必要である。この 2 点の条件を満たす場合に、所定の様式にて支援を申請することができる。

図 1 は、支援申請の流れのモデルである。

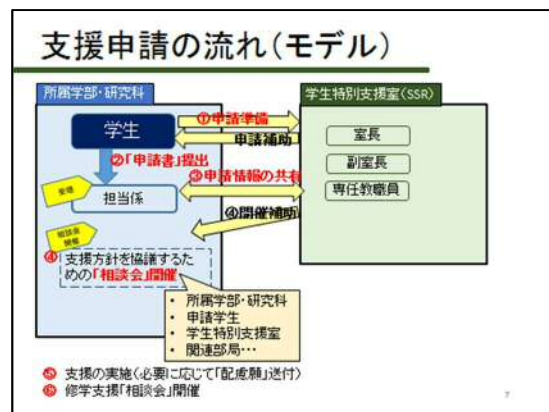


図 1 支援申請の流れ(モデル)

支援の申請を希望する学生は、学生特別支援室にて申請要領を確認し、必要事項を記入した申請書と障害者手帳または診断書の写しを所属する学部事務に提出する。各学部では申請書を受理した後、学部の障害学生連絡会委員が内容を確認し、必要に応じて学部の関係者間で情報を共有する。支援の申請制度は、障害学生と学部、学生特別支援室が情報共有し、連携して修学支援を実施する仕組みである。

学生特別支援室では、特に全学的な調整が必要な支援機器の貸出やサポーターの派遣、組織的な支援の実施を希望する場合に支援の申請を行うことを勧めている。学生特別支援室での相談対応や定期面談に関しては、特に支援の申請を必要としないため、この限りでの個別対応は可能である。

支援の申請については、相談時にメリットとデメリットを説明し、学生が理解納得をしたうえで行うのが前提である。支援申請による運営上の大きなメリットは、学生特別支援室と学部等の関係部局、また職員と教員が連携しやすく、組織だった対応が可能になることである。また、障害学生本人が支援を希望していることが明確なため、支援内容の確認や調整が行いやすいという

利点もある。支援申請のデメリットを挙げるなら、一つは学内守秘義務の範囲内ではあるものの、個人情報に関係者間で共有されるということである。このため、支援を受けることに対して抵抗があったり、障害受容に至っていない場合等は、支援の申請を見送り、定期面談で様子を見るなどの対応を優先させる。これまでの対応例では、相談対応をとおして、スムーズに支援申請につながるケースもみられた。

3.3 「配慮願」の配布

「配慮願」は、授業中の支援を必要とする学生に関して、障害の状況や修学上の困難、授業中に配慮を依頼したい事項を記載したもので、支援の申請を行った学生が希望した場合に、授業担当教員に配布される。

配慮願いは、授業中の支援に関して具体的な情報を学生と授業担当教員、学部関係者、学生特別支援室が共有できるツールで、授業中支援に直結するものである。そのため配慮願いの文面作成と配布の手順は重要である。配慮願いの配布の流れは、図2のとおりである。面談にて学生と学生特別支援室スタッフが作成した文面が、学生特別支援室の室長と学生が所属する学部の連絡委員の連名で、学部事務担当者から授業担当教員に充てて配布される。

配慮願いを受け取った授業担当教員からは、支援内容について学生特別支援室に確認や相談が寄せられることも多い。この場合、授業の目的・形式を確認しながら支援ニーズとのすり合わせを行っていくことが重要である。

また配慮願いの内容は、半期に一度見直しを行っている。これは、学生の障害の状況の変化、履修する授業の形式、学年や学

期によってカリキュラムが異なること等を踏まえて、より現実的で有効な支援に結び付けるべく内容を更新するためである。

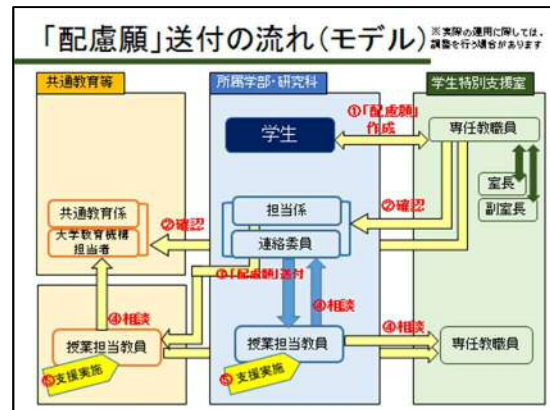


図2 「配慮願」配布の流れ（モデル）

相談を支援につなげる手立てとして、相談から定期面談への移行、個別対応から組織的な対応に展開するための修学支援の申請と配慮願い配布の仕組みを紹介した。では次に、実際の相談や面談の実施状況について、学生特別支援室の例を見ていく。

4. 学生特別支援室での相談対応状況

学生特別支援室での相談対応と定期面談の実施状況について、相談件数と内訳を挙げて整理しておく。

4.1 相談対応件数の推移

学生特別支援室の前身組織コミュニケーションサポートルーム（以下、CSR）での対応を含む、過去3年の記録を比較しながら、相談対応状況を概観したい。

平成26年度～平成28年12月までの相談対応件数を、図3にまとめた。平成26年4月～27年5月までの数値はCSRでの対応件数、平成27年6月以降は学生特別支援室での対応件数である。

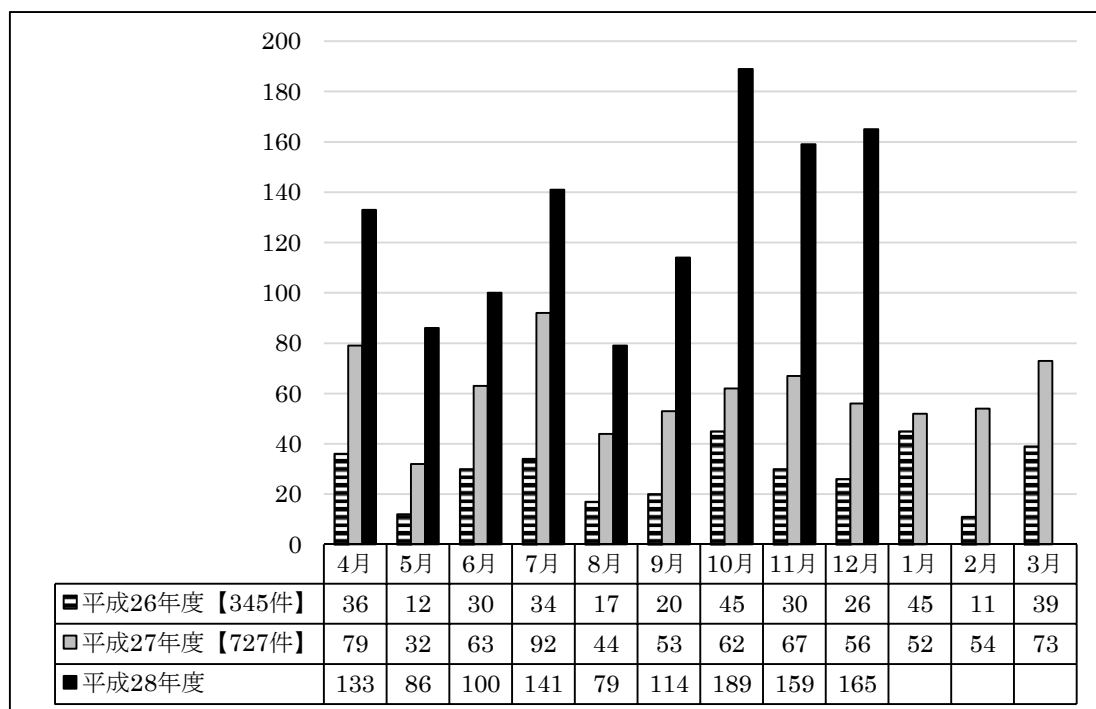


図3 学生特別支援室 相談対応件数（平成26年4月～平成28年12月）

図3に見るように、相談対応件数は増加の一途をたどっている。月ごとの相談件数を比較すると、年々ほぼ倍増していることが分かる。1人の学生が定期的に面談に来室していることに加え、新規で相談に来る学生も増えており、潜在的なニーズが表面化しつつある結果と推察される。

月ごとの相談件数に目を向けると、月によって件数に開きがあるが、この月ごとの相談件数の多少の傾向は過去3年のどの年にも概ね共通している。月による相談件数の多少は、修学上のスケジュールと連動している側面が強い。

- ◇ 4月：前期授業開始
- ◇ 7月：前期試験期間開始
- ◇ 10月：後期授業開始
- ◇ 1月：後期試験期間開始

特に上記の月には、相談や定期面談にて授業準備や試験準備を行っている。8月、2月は授業のない長期休業であり、相談件数

も少ない。3月は長期休業期間であるものの、新学期の準備を行うために相談件数が増加する傾向にあると考えられる。

学生特別支援室での相談件数が年々増加している要因として、ニーズの表面化の他に考えられるのが相談対応体制の充実である。平成26年度はCSRにてカウンセラー1名が相談対応していたが、学生特別支援室ではスタッフが3名常駐しており、対応できる業務量が増え業務内容にも広がりがあった。また、CSRが主に発達障害のある学生を対象としていたのに対し、学生特別支援室は特定の障害に限らず総合的に対応している。さらに平成28年度からは支援申請制度等が始動した。これら相談への対応体制が拡充されたこと、また、広報活動や学内FD研修会等を通して学生特別支援室の認知度が上がりつつあることも相談件数の増加に影響していると考えられる。

表2は相談者の内訳である。相談は、障

害のある学生だけではなく、教職員や保護者、学外機関からも寄せられている。特に教職員からの相談数は多く、授業中の支援要領の確認や、研究室やゼミでの対応等に関する内容が多くみられる。また新規で相談を行う障害学生は、教職員からの紹介で学生特別支援に来室するケースが多い。

学生特別支援室には、障害学生と支援者の双方への支援や助言と、両者の橋渡し役が求められていると言える。

表 2 学生特別支援室 相談者の内訳
(平成 28 年 4 月～12 月)

相談者	相談件数
障害学生	724
教職員・学生スタッフ等	323
保護者	119
学外機関等	1

4.2 相談内容の内訳

次に、相談内容の内訳について、平成 28 年度を例に見ていきたい。平成 28 年 4 月～12 月に学生特別支援室に寄せられた相談内容の内訳をまとめたものが図 4 である。

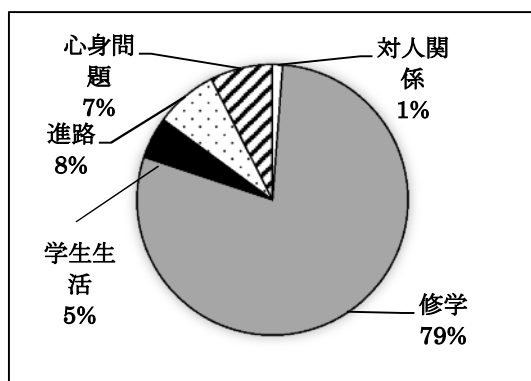


図 4 学生特別支援室 相談内容の内訳
(平成 28 年 4 月～12 月)

相談のうち修学に関する相談が 8 割近くと最も多い。これは、学生特別支援室が障

害学生の修学支援を行っていることを考えると当然の結果であると言える。修学に関する相談内容の詳細は、授業に関するスケジュール確認、単位取得や履修登録の確認等の単位に関する事、授業中の配慮内容やレポート作成・実験やプレゼンテーションでの配慮等の授業に関する事、卒業論文・修士論文に関する事、試験対応に関わる事等である。

一方で注目すべきは、修学に関する内容以外に、進路、心身問題、学生生活、対人関係といった、修学以外の相談が合計 2 割程度見られる点である。進路、心身問題、学生生活に関する相談は、それぞれ 8 %、7 %、5 %と一定量あり、修学支援に付随して起こる課題への対応が求められる状況がうかがえる。

5. 現状と今後の課題

本稿では、山口大学学生特別支援室の例から、障害学生への相談対応に関する仕組みと現状を整理した。最後に、改めて障害学生の相談対応に見る現状と課題をまとめておきたい。

相談で共有される情報を円滑かつ丁寧な支援の実施につなげるため、山口大学では、定期面談の実施や、支援の申請制度・配慮願いの配布といった仕組みを整備している。

学生特別支援室に寄せられる相談件数は年々増加しており、相談内容は修学支援に限らず多様である。相談対応は、カウンセラーとコーディネーターが手分けして担当しているが、これまで相談件数が増加し続けてきたことを考えると今後も増加していく可能性が高い。

このような状況下で相談対応を行う人員を有効に活用するためには、相談スペース

などの空間の確保・充実が重要となる。十分な相談スペースが用意されれば相談業務の分担も行いやすく、面談の効率化が見込まれる。また、相談対応を行う人員不足への対応として、学生スタッフの活用がひとつの手立てとして考えられる。この場合、個人情報への取扱いや、学生スタッフの過負担、学生のマッチングなどを考慮し、障害学生・学生スタッフ双方をケアしつつ実施する必要がある。いずれにせよ相談業務を円滑に運用するには、相談対応の質を保ちつつ効率的に実施する方策が必要である。

相談内容の内訳をみると、修学のみではなく、進路、心身問題、学生生活、対人関係に関する相談が一定量みられた。このことは、一つの部署のみでは学生の多様なニーズに十分に答えられない可能性を示している。学生特別支援室と学部、保健管理センター、就職支援室等の関連部署は現時点

で連携して支援にあたっているが、今後さらなる学内連携協力体制の充実が求められていると言える。

(学生特別支援室 講師)

(大学教育センター教授

・学生特別支援室副室長)

(学生特別支援室 カウンセラー)

(学生支援課 事務職員)

(学生特別支援室 コーディネーター補佐)

【参考文献】

障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律

山口大学大学教育センター, 2016年, 「平成28年度山口大学共通教育『教務手帳』」

山口大学学生特別支援室ホームページ,
<http://ssr.ssc.oue.yamaguchi-u.ac.jp>